第４２回田原市市民協働まちづくり会議

日時:令和８年１０月３０日(金)
午前１０時から
場所：田原市役所北庁舎３階　３００議室

１　会長、副会長の選任について

２　報告事項

（１）市民協働まちづくりの推進体制について　資料１、資料２

（２）市の機関の取組について　（当日配付）　資料３

（３）市民活動支援制度の活用状況について　資料 4-1、資料 4-2

（４）田原市民活動支援センターの運営について　資料５

２　その他

○ 意見交換等

第４３回会議：令和９年３月頃（予定）

＜資料一覧＞

資料１　田原市市民協働まちづくり条例の概要
資料２　令和８年度版田原市市民活動支援制度
資料３　市民協働まちづくり方針に基づく市の機関の取組　（当日配付）
資料４-1　令和７年度 市民活動支援制度の活用状況
資料４-2　市民協働まちづくり補助金の活用状況
資料５　田原市民活動支援センターの運営について

田原市市民協働まちづくり会議委員名簿

任期：令和8年4月1日～令和10年3月31日

番号	職名	委員氏名	役　職　等	備　考	出欠	
1	委員	渡会（わたらい）　美加子（みかこ）	－　（公募）　－	１号委員 （公募市民）	出	
2	委員	冨田（とみだ）　昌義（あきよし）	田原市地域コミュニティ連合会 理事	２号委員 （市民活動団体）	出	R8.4.1 新
3	委員	鈴木（すずき）　雄大（ゆうだい）	田原青年会議所　副理事長	２号委員 （市民活動団体）	出	
4	委員	坂本（さかもと）　さなえ	田原市ボランティア連絡協議会 副会長	２号委員 （市民活動団体）	出	R8.4.1 新
5	委員	藤井（ふじい）　正剛（ただよし）	田原市文化協会　会計	２号委員 （市民活動団体）	出	
6	委員	甲斐（かい）　文夫（ふみお）	田原市スポーツ協会　書記	２号委員 （市民活動団体）	出	
7	委員	前澤（まえざわ）　政勝（まさかつ）	田原市商工会　副会長	３号委員 （事業者の団体）	欠	
8	委員	小久保（こくぼ）　禮次（れいじ）	ＪＡ愛知みなみ代表理事専務	３号委員 （事業者の団体）	出	R8.6.24 新
9	委員	大羽（おおば）　浩和（ひろかず）	田原市企画部長	４号委員 （市の機関）	欠	
10	委員	藤井（ふじい）　吉隆（よしたか）	愛知大学地域政策学部教授	５号委員 （学識経験者）	出	

【事務局】

企画部　企画課	平井　堅一郎（次長兼課長） 宮嶋　綾子　（課長補佐兼係長） 藤村　美玖　（主事）

田原市市民協働まちづくり会議　配席表

令和８年１０月３０日（金）午前１０時から
田原市役所北庁舎３階　３００会議室

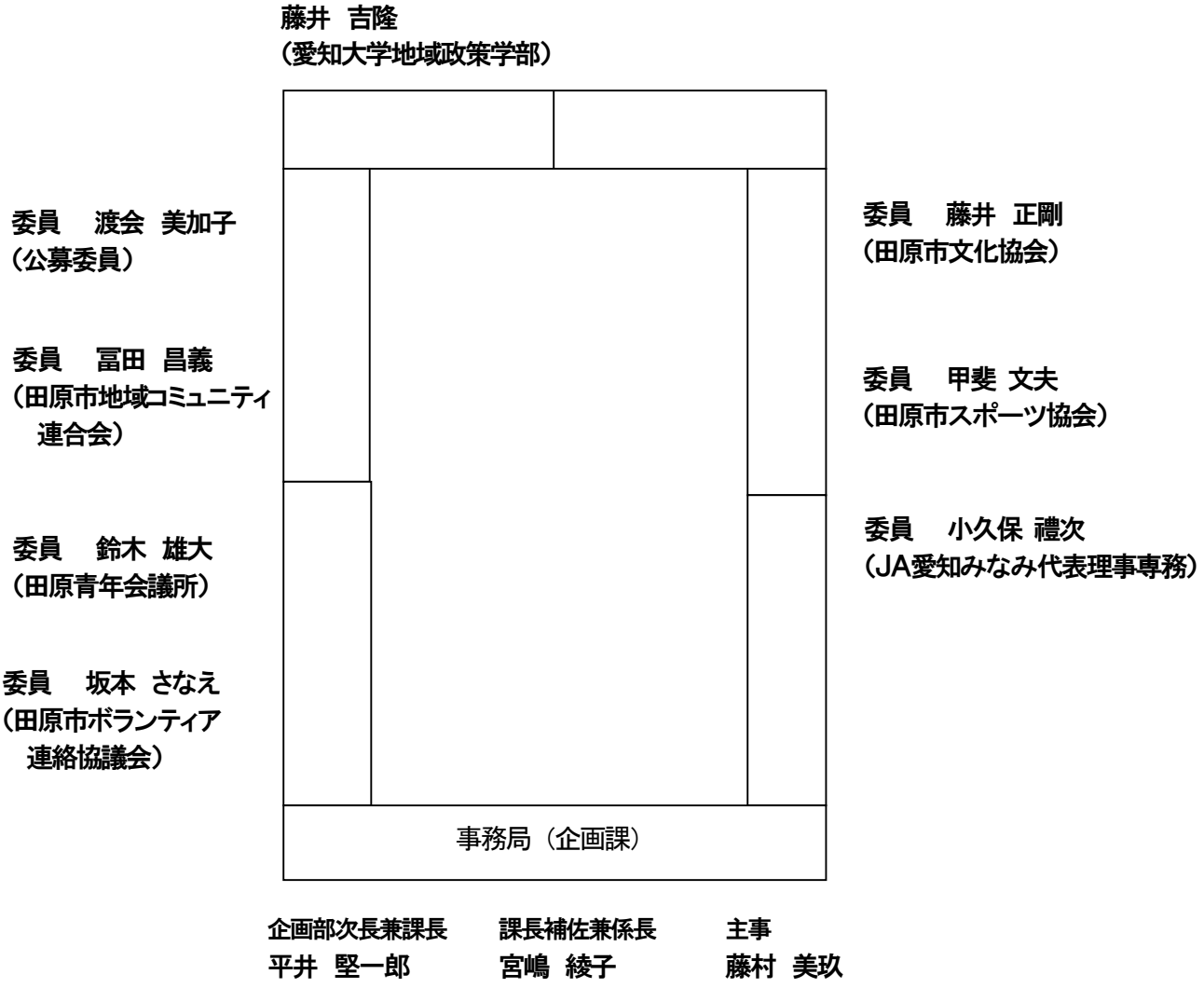

出入口

資料１

田原市市民協働まちづくり条例の概要

１　策定の経過

①　地方分権改革・各種の規制緩和による地域自治の自主自律が求められるなかで、この地域のまちづくりにおいても「市民参加・協働型自治の推進」が求められ、田原町・赤羽根町及び田原市・渥美町合併時に策定された新市建設計画において、この取り組みが位置付けられました。

②　この新市建設計画を受けて、平成 17 年度から検討を開始した田原市総合計画策定に際して設置した『まちづくり市民懇談会』（市民 79 名・5 部会）において、市民協働によるまちづくりのあり方を検討しました。

③　市民参加と協働のまちづくりに関し、自治会・校区ヒアリング、行政懇談会、市民・事業者・団体の意識調査を実施し、各種市民活動の実態把握に取り組みました。

④　市民参加と協働のまちづくりの基本的ルールを定めるため、平成 19 年 7 月（～12 月）に『田原市まちづくり推進条例検討会議』を設置し、条例及び規則に規定すべき項目を検討しました。

⑤　条例検討会議の検討結果を踏まえ、「田原市市民協働まちづくり条例」の案を作成し、田原市議会の議決を経て、平成 20 年 3 月 26 日に公布（制定）しました。

２　条例に定める項目

① 総則的事項（第 1 条－第 7 条）
・市民協働まちづくりの基本理念とそれぞれの役割

② 協働促進の方針（第 8 条）
・協働を促進するための基本方針策定

③ 市民参加と協働（第 9 条・第 10 条）
・市民参加と協働の実現

④ 市民公益活動の支援（第 11 条－第 13 条）
・市の機関による市民公益活動への支援

⑤ 地域コミュニティ団体（第 14 条－第 18 条）
・地域コミュニティ団体の位置付けや責務等の明確化

⑥ 市民協働まちづくり会議（第 19 条）
・市民協働まちづくり会議の設置

３　規則に定める項目

①地域コミュニティ団体の認定手続き（第 2 条－第 5 条）

②市民協働まちづくり会議の運営（第 6 条－8 条）

４　田原市市民協働まちづくり会議

（１）設置根拠

■田原市市民協働まちづくり条例（平成 20 年 4 月 1 日施行）第 19 条により設置

（要点）

・「協働促進方針」及び「方針に関わる施策の検討」並びに「その他の必要事項の調整」を図るため、田原市市民協働まちづくり会議（以下「協働会議」という。）を設置する。

・協働会議は、「市民」、「市民活動団体」、「事業者」及び「市の機関」で構成する。

■条例施行規則第 6 条～第 8 条による運営体制

（要点）

・協働会議は 15 人以内の委員（任期 2 年）で構成し、委員互選により会長及び副会長１人を置く。

・協働会議は会長が招集し・議長を務める。

・協働会議は半数以上の委員が出席しなければ開催できない。議事は、出席者の過半数で決する。

（２）会議の役割

①『田原市市民協働促進方針』の検討

○方針策定 … 市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が、それぞれの権利・義務・役割を認識し、相互理解と信頼のもとに、市民参加と協働によるまちづくりを推進するため、本市の現状を踏まえて一定期間の取組方針を定める。

○状況確認 … 協働促進方針に掲げる「取組の進捗」及び「目標達成等」の状況を確認・評価する。

○方針改定 … 取組の実現状況等を踏まえ、協働促進方針の改定を行う。

②『田原市市民協働促進方針に関わる施策（取組）』の検討

○行政活動における市民参加と協働の促進に関する取組

・市民への行政情報の提供制度のあり方
・市民参画を確保する制度のあり方
・指定管理者制度基本方針のあり方
・アウトソーシング推進のあり方
・公募・提案型協働事業のあり方　　等

○市民公益活動における協働の促進に関する取組

・市民活動団体の連携促進のあり方　　等

○市民公益活動の支援に関する取組

・活動環境の整備のあり方
・市民等に対する市民公益活動の情報提供のあり方
・行政保有情報の提供のあり方
・人的支援のあり方
・財政的支援のあり方（公募型補助等）
・市民公益活動に対するその他支援のあり方　　等

○地域コミュニティ団体認定基準及び地域コミュニティ振興・支援体制

○基金活用方法　○寄付募集、運用益等活動のあり方

資料２

令和8年度　田原市市民活動支援制度

田原市では、市民参画・協働のまちづくりを促進するため、
市民の皆さんが実施する公益的な活動を支援するための制度を設けています。
ぜひ、あなたの市民活動にご活用ください。



みんなで社会に役立つ活動がしたい！

田原市市民協働まちづくり事業補助金

健康福祉・環境保全・地域づくりなどの公益活動を行う市民活動団体さんを応援する制度です。柔軟な発想で、社会に役立つ活動をぜひご提案ください！
※事業の経費や団体の設立年数により利用できる枠が異なります。

①　通常枠（補助対象経費が 10 万円を超える事業）

【募集期間】
令和８年2月2日(月)～3月2日(月)
＊補助限度額　20 万円(補助率２分の1)

②　少額枠（補助対象経費が 10 万円以下の事業）

【募集期間】
令和８年２月2日(月)～令和９年１月 15 日(金)
随時受付(予算額に達し次第終了)
＊補助限度額　5万円(補助率２分の1)
＊活動のための講座の受講・視察も対象となります

③新規団体枠

新たに仲間を募って立ち上がった市民活動団体さんを応援する制度です。
【募集期間】
令和８年２月2日(月)～令和9年1月15日(金)
随時受付(予算額に達し次第終了)

＊補助限度額　7万円(補助率 10 分の 10)
＊設立3年未満の団体が対象となります



少額枠では、市民活動団体の活動に関連する講座の受講や先進事例の視察も補助対象となります！　ぜひご活用ください。

市民提案型委託制度

市役所の仕事をわたしたちでやってみたいな！



市民活動団体さんが提案した地域の課題を解決するための事業を、市と団体が委託契約を結び、実施します。

【テーマ提示型】

【令和８年度募集テーマ】男女共同参画啓発事業
男女共同参画を市民の方に広く知ってもらうための講座の企画、開催やパンフレットの作成など

【募集期間】
令和８年4月1日(水)～5月 29 日(金)
＊事業費 13 万円(上限)
【選考方法】
書類審査、審査会(非公開)
※予算額は田原市議会第1回定例会議決後に確定します。

【自由テーマ型】

「こんな事業があれば地域の課題が解決できるかも！」という企画など、皆さんの自由な発想でご提案ください。

【募集期間】
令和8年4月1日(水)～7月31日(金)
＊事業費100万円(上限)
【選考方法】
書類審査、審査会(非公開)

〇それぞれの補助金、委託制度の詳細な募集概要は、市ホームページで紹介しています。



田原市社会貢献活動災害補償制度

田原市市民協働まちづくり条例の施行に伴い、市民活動団体による市民公益活動に取り組みやすい環境を整える市の責務が明確化されました。市では市民公益活動（社会貢献活動）中の万一の事故に対して、田原市社会貢献活動災害補償制度により、一定額の補償を準備し、活動者又はその指導者が安心して活動していただくことにより、市民協働のまちづくりの促進を図ります。

補償対象となる団体

市内に活動拠点を置く5人以上で構成する市が認めた団体（地域コミュニティ、体育協会、文化協会、市や社会福祉協議会が事務局を担う団体など　詳しくは行政課へお問合せください。）で、継続的に活動し、その責任者が明確になっている団体。 ※市外居住者が構成員の過半数を占める団体を除く。

補償対象となる活動

補償対象団体が自主的に取り組む社会貢献活動で、計画的、継続的又は臨時的な直接的活動。

情報発信

市民活動だより



広報たはら



ATTAKA



インスタグラム



フェイスブック



どすごいネット



ホームページ



田原市民活動支援センター

市民活動に関する相談、支援等を行っています。



■田原文化会館フリースペース 【電話】0531-22-1111（内線 811）※開設時のみ
【開設日時】火曜日・土曜日 12:00～16:00
【E メール】shiminkatsudo@city.tahara.aichi.jp

■田原市役所企画課（南庁舎 3 階）【電話】0531-23-3507 【FAX】0531-23-0669
【窓口受付時間】平日 9:00～16:30
【E メール】kyoudou@city.tahara.aichi.jp

田原市の市民協働まちづくり方針　第４章に基づく
令和７年度の実績と令和８年度の予定

資料３

田原市の市民協働まちづくり方針（H20.10　田原市市民協働まちづくり会議）
基本理念「みんながそれぞれの役割を認識し、お互いに理解し合い、信頼関係を築きながら、市民協働のまちづくりを進めましょう。」

区分１【指針その２】　行政参加・協働の推進

■市民協働まちづくり条例における市の機関の責務
① 施策立案等における市民等の参画機会を確保し、市民参加の拡大に努める。【条例第９条第２項】
② 行政活動における協働の推進に努める。【条例第９条第３項】
③ 行政活動における市民参加と協働の状況を公表する。【条例第９条第４項】

（1）市民参加・参画のあり方

a. 積極的な行政情報の公開

現状	今後の取組
○行政情報は、定期刊行する広報たはら等と、随時発行する施策パンフレット等に掲載し、コミュニティ協議会・自治会を経由する地域文書として、市民に伝えています。 ○インターネットを活用したホームページ（市、市議会等）やSNS、ケーブルテレビ（市政番組、議会中継等）、声の広報、市政ほーもん講座等で情報を提供しています。	○情報提供のタイミングを考慮し、内容に応じて方法を整理・選択するとともに、市民に広報紙やケーブルテレビ番組に関心を持ってもらえるよう、受け手にとって有意義でわかりやすい情報提供に努めます。 ○インターネットやSNSを効果的に活用して情報提供することにより、さらなる情報の広がりを図ります。

令和7年度の取組	令和7年度の実績	令和8年度の取組
【防災対策課】 ・広報たはら　防災知恵袋：隔月（偶数月）、特集：11月号、ほか随時掲載（継続） ・ホームページ掲載　各種防災に関する計画等（継続） ・市政ほーもん講座開催（継続）	【防災対策課】 ・広報たはら、ホームページで市民に情報提供を行った。 ・市政ほーもん講座を23回開催した。	【防災対策課】 ・広報たはら掲載：防災知恵袋：隔月（偶数月）、防災特集：９月号、ほか（継続） ・ホームページ掲載：各種防災に関する計画等（継続） ・市政ほーもん講座の実施（継続）
【企画課】 ・行政評価の結果をホームページで公表し、行政の透明性の向上を図る。（継続） ・市民活動だよりの発行、フェイスブック、メールマガジン等を活用し市民活動情報を提供する。（継続）	【企画課】 ・行政評価の結果をホームページで公表した。 ・広報たはら（市民活動だより）に年12回掲載、市民活動だよりを年１回発行、フェイスブック、メールマガジン等を活用し市民活動情報を提供した。	【企画課】 ・行政評価の結果をホームページで公表し、行政の透明性の向上を図る。（継続） ・市民活動だよりの発行、フェイスブック、メールマガジン等を活用し市民活動情報を提供する。（継続）
【広報秘書課】 ・広報サポーターを公募し、市民目線による広報記事作成、SNSやケーブルテレビを活用した情報発信を行う。（継続）	【広報秘書課】 ・広報サポーター（5名） ・市民目線でのケーブルテレビナビゲーターやSNSの発信による情報発信を行った。	【広報秘書課】 ・広報サポーターを公募し、市民目線による広報記事作成、SNSやケーブルテレビを活用した情報発信を行う。（継続）
【環境政策課】 ・親子エコクッキング講座や菜の花エコツアー等を開催し、エコ普及啓発に努める。（継続）	【環境政策課】 ・広報たはら（環境けいじばん）に年5回掲載や、ホームページにて、環境やエコに関する情報提供を行った。	【環境政策課】 ・親子エコクッキング講座や菜の花エコツアー等を開催し、エコ普及啓発に努める。（継続）
【廃棄物対策課】 ・ごみ収集カレンダーの発行（年1回）（継続） ・広報たはら（環境掲示板等）・HP・ごみ分別アプリ「さんあーる」等を活用した情報提供（継続） ・市政ほーもん講座の実施による情報提供（継続）	【廃棄物対策課】 ・ごみ収集カレンダーの発行（年2回）（豊橋市へ搬入） ・広報たはら（環境掲示板等）・HP・ごみ分別アプリ「さんあーる」等を活用した情報提供（継続） ・市政ほーもん講座の実施による情報提供（継続）	【廃棄物対策課】 ・ごみ収集カレンダーの発行（年1回）（継続） ・広報たはら（環境掲示板等）・HP・ごみ分別アプリ「さんあーる」等を活用した情報提供（継続） ・市政ほーもん講座の実施による情報提供（継続）
【高齢福祉課】 ・広報たはらの「シニアのひろば」への記事掲載や市ホームページへの掲載、高齢者への支援内容等をまとまた冊子である「高齢者福祉の手引」等により、在宅生活の支援や交通住宅の助成、介護者支援等を市民に対して紹介する。	【高齢福祉課】 ・広報たはらの「シニアのひろば」への記事掲載や市ホームページへの掲載、高齢者への支援内容等をまとまた冊子である「高齢者福祉の手引」等により、在宅生活の支援や交通住宅の助成、介護者支援等を紹介した。	【高齢福祉課】 ・広報たはらの「シニアのひろば」への記事掲載や市ホームページへの掲載、高齢者への支援内容等をまとまた冊子である「高齢者福祉の手引」等により、在宅生活の支援や交通・住宅の助成、介護者支援等を市民に対して紹介する。
【健康課】 ・健幸カレンダーを各世帯へ配布。成人保健事業や母子保健事業に関する健診、各種教室の日程案内や、当直医に関する情報提供を行う。（継続） ・広報たはら（ヘルシーナの健康ナビ）にて健康づくりに関する情報提供を行う。（継続）	【健康課】 ・健幸カレンダーを各世帯へ配布。 ・広報たはら（ヘルシーナ健康応援ナビ）にて健康づくりに関する情報提供。	【健康課】 ・健幸カレンダーを各世帯へ配布。成人保健事業や母子保健事業に関する健診、各種教室の日程案内や、当直医に関する情報提供を行う。（継続） ・広報たはら（ヘルシーナの健康ナビ）にて健康づくりに関する情報提供を行う。（継続）
【観光課】 ・インスタグラム等SNSを活用し、ライブ感のある積極的な情報提供を行う。（継続）	【観光課】 ・インスタグラムやツイッター等インターネットを活用し、適宜情報提供を行った。	【観光課】 ・インスタグラム等SNSを活用し、ライブ感のある積極的な情報提供を行う。（継続）
【街づくり推進課】 都市計画、都市整備、市街地活性化、景観、公共交通に関する情報提供を広報、市HP、報道発表等により行う。（継続） 渥美半島菜の花浪漫街道ブログの運用について検討する。（新規）	【街づくり推進課】 都市計画、都市整備、市街地活性化、景観、公共交通に関する情報提供を広報、市HP、報道発表等により行った。（継続） 渥美半島菜の花浪漫街道ブログを運用し、市からの情報だけでなく、市内外から募集した「渥美半島の美しい風景を発信し隊」による双方向性のある情報発信と情報共有を行った。（継続）	【街づくり推進課】 都市計画、都市整備、市街地活性化、景観、公共交通に関する情報提供を広報、市HP、報道発表等により行う。（継続） 渥美半島菜の花浪漫街道ブログの運用について検討する。（新規）
【スポーツ課】 ・スポーツに関する情報を市ホームページや広報たはら、市公式LINE，田原文化会館のモニターを活用し、情報提供する。（継続）	【スポーツ課】 ・スポーツに関する情報を田原文化会館のモニターを活用し、情報を提供した。 ・スポーツに関する情報を市ホームページや広報たはら、市公式LINEを活用して情報を提供した。	【スポーツ課】 ・スポーツに関する情報を市ホームページや広報たはら、市公式LINE，田原文化会館のモニターを活用し、情報提供する。（継続）
【消防署】 ・広報たはら（消防かわら版）、消防本部ホームページにて消防に関する情報提供を行います。（継続）	【消防署】 広報たはら（消防かわら版）年４回 消防本部ホームページを随時更新し情報提供を実施する。	【消防署】 ・広報たはら（消防かわら版）、消防本部ホームページにて消防に関する情報提供を行います。（継続）

b. 行政活動への市民参加の拡大

現状	今後の取組	令和7年度の取組	令和7年度の実績	令和8年度の取組
○新たな事業やイベント・行事等について、広報たはら、パンフレット、市ホームページ等で市民等にお知らせし、市民等による実施や行事への参加を呼びかけています。	○市民等と一体となってまちづくりに取り組むことが「市民協働」の根底であることを市職員が十分に理解します。 ○遊休資産の活用や地域包括ケアシステムの推進など課題に対しても、市民協働を踏まえて取り組みます。 ○市民等が参加しやすい方法（手法・日時・場所等）に改善するとともに、内容に応じた効果的なPRを検討します。また、市民等が参加（実施）するメリット（能力向上、ネットワークの構築化、精神的な達成感の獲得等）を示せるように工夫します。 ○イベント等で市民や団体、事業者等に協力を得る場合は、事前の打ち合わせ等を十分に行います。	【防災対策課】 ・防災訓練　市総合防災訓練、自主防災会一斉防災訓練（継続） ・講座等　防災カレッジ、防災ボランティアコーディネーター養成講座、防災講演会等（継続）	【防災対策課】 ・総合防災訓練（愛知県と共催）、自主防災会一斉防災訓練を実施した。 ・防災リーダー研修会、防災カレッジ（全2回）を開催した。 ・防災ボランティアコーディネーター養成講座を2回開催した。	【防災対策課】 ・市総合防災訓練、自主防災会一斉防災訓練の実施（継続） ・防災リーダー研修会、防災カレッジ、防災ボランティアコーディネーター養成講座等の開催（継続）
		【企画課】 ・市民協働まちづくり事業補助金の少額枠の対象事業として市の課題解決策立案のための先進事例調査に要する旅費等を補助する。（継続） ・市民協働まちづくり会議（年2回）、男女共同参画推進懇話会（年3回）では、公募委員、市民活動団体、事業者等が参加し、市民目線で協働促進、男女共同参画社会推進に取り組んでいく。（継続）	【企画課】 ・補助金「少額枠（人材養成視察枠）」の活用なし ・市民協働まちづくり会議（年2回）、男女共同参画推進懇話会（年3回）開催	【企画課】 ・市民協働まちづくり事業補助金の少額枠の対象事業として市の課題解決策の立案のための先進事例調査に要する旅費等を補助する。（継続） ・市民協働まちづくり会議（年2回）、男女共同参画推進懇話会（年3回）では、公募委員、市民活動団体、事業者等が参加し、市民目線で協働促進、男女共同参画社会推進に取り組んでいく。（継続）
		【広報秘書課】 ・広報サポーターを公募し、市民目線による広報記事作成、SNSやケーブルテレビを活用した情報発信を行う。（継続）	【広報秘書課】 ・広報サポーター（5名） ・市民目線でのケーブルテレビナビゲーターやSNSの発信による情報発信を行った。	【広報秘書課】 ・広報サポーターを公募し、市民目線による広報記事作成、SNSやケーブルテレビを活用した情報発信を行う。（継続）
		【環境政策課】 ・親子エコクッキング講座や菜の花エコツアー等を開催し、エコ普及啓発に努める。（継続）	【環境政策課】 ・親子エコクッキング講座や菜の花エコツアーを開催し、エコ普及啓発に努めた。 ・田原市SDGsフェスタ2025を開催し、SDGsスタンプラリーやゼロカーボン先生の実験教室等を実施する中でたはらエコ・ガーデンシティ構想の市民理解増進を図った。 ・「親子で挑戦！たはらエコチャレ検定！」を実施し、環境や菜の花エコプロジェクト、ゼロカーボンの取組についての普及啓発を行った。	【環境政策課】 ・親子エコクッキング講座や菜の花エコツアー等を開催し、エコ普及啓発に努める。（継続）
		【高齢福祉課】 高齢者が安心して生活できるよう自治会に対して見守り活動や地域行事の開催を呼びかける。また、民生児童委員に対しても在宅生活の支援や介護者支援等を紹介する。	【高齢福祉課】 ・高齢者が安心して生活できるよう自治会に対して見守り活動や地域行事の開催を呼びかけた。また、民生児童委員に対しても在宅生活の支援や介護者支援等を紹介した。	【高齢福祉課】 高齢者が安心して生活できるよう自治会に対して見守り活動や地域行事の開催を呼びかける。また、民生児童委員に対しても在宅生活の支援や介護者支援等を紹介する。
		【地域福祉課】 ・生活ささえあいネット周知のため、市民の集う場所へ出向いて説明をし、参加者を募る。（継続）	【地域福祉課】 ・年間11回、421名に対して説明会を実施	【地域福祉課】 ・生活ささえあいネット周知のため、市民の集う場所へ出向いて説明をし、参加者を募る。（継続）
		【健康課】 ・たはら健康マイレージの活用により、健康づくりの取り組みを推進する。（継続） ・子育て安心見守り隊、食生活改善健康づくり会に対して、定期的にフォローアップ研修会を開催する。（継続） ・健幸アンバサダーに対して、定期的に健康づくり通信を発行する。（継続） ・子育て安心見守り隊、健幸アンバサダー養成講座を開催し、新たに人材を養成する。（継続）	【健康課】 ・たはら健康マイレージにて健康づくりの取り組みを推進。 ・子育て安心見守り隊（フォローアップ研修会3回／年）、食生活改善健康づくり会（勉強会16回／年） ・健幸アンバサーに対して、健康づくり通信の発行（3回／年） ・子育て安心見守り隊養成講座を開催。	【健康課】 ・たはら健康マイレージの活用により、健康づくりの取り組みを推進する。（継続） ・子育て安心見守り隊、食生活改善健康づくり会に対して、定期的にフォローアップ研修会を開催する。（継続） ・健幸アンバサダーに対して、定期的に健康づくり通信を発行する。（継続） ・健幸アンバサダー養成講座を開催し、新たに人材を養成する。（継続）
		【観光課】 ・「田原市観光まちづくり実践塾」「観光体験博覧会たはら巡り～な」により観光地域づくりへの市民参加を促します。（継続）	【観光課】 ・「田原市観光まちづくり大学」「観光体験博覧会たはら巡り～な」により観光地域づくりへの市民参加を促した。	【観光課】 ・「観光体験博覧会たはら巡り～な」により観光地域づくりへの市民参加を促します。（継続）
		【街づくり推進課】 渥美半島菜の花浪漫街道ブログの運用について検討する。（新規）	【街づくり推進課】 渥美半島菜の花浪漫街道ブログで、渥美半島の美しい風景や街並み、花、海、エコに関する情報を、市内外から募集した「渥美半島の美しい風景を発信し隊」が双方向性のある情報発信と情報共有を行った。	【街づくり推進課】 渥美半島菜の花浪漫街道ブログの運用について検討する。（新規）
		【図書館】 ・元気はいたつ便・ブックスタート・にじいろサービス・児童サービス等への市民ボランティアの参加・協力を図った。	【図書館】 ・元気はいたつ便・ブックスタート・にじいろサービス・児童サービス等への市民ボランティアの参加・協力を図った。	【図書館】 ・元気はいたつ便・ブックスタート・にじいろサービス・児童サービス等への市民ボランティアの参加・協力を図った。
		【消防署】 ・救命率の向上を図るため、救命講習の開催を広報たはら（消防かわら版）、消防本部ホームページに掲載し参加者を募集する。（継続） ・親子で参加できる消防体験イベント（わくわく消防フェスタ）を開催する。（継続）	【消防署】 ・救命講習の開催を広報たはら（消防かわら版）、消防本部ホームページに掲載した。（年9回） ・親子で参加できる消防体験イベント（わくわく消防フェスタ）を開催した。	【消防署】 ・救命率の向上を図るため、救命講習の開催を広報たはら（消防かわら版）、消防本部ホームページに掲載し参加者を募集する。（継続） ・親子で参加できる消防体験イベント（わくわく消防フェスタ）を開催する。（継続）

c. 市民公募委員の導入

現状	今後の取組	令和7年度の取組	令和7年度の実績	令和8年度の取組
○方針・計画等の検討会議等を設ける場合、法令の制限がない限り、各担当課で市民公募委員を募集し、幅広い市民の意見を把握しながら検討を進めています。引き続き市民公募委員の募集を行っています。	○広く市民の意見を反映するため、市民公募委員への多数の応募をいただけるよう、発言しやすい会議運営等を目指します。	【企画課】 ・市民協働まちづくり会議（2名）（継続） ・男女共同参画推進懇話会（2名）（継続）	【企画課】 ・市民協働まちづくり会議（2名）任期：R6.4.1～R8.3.31 ・男女共同参画推進懇話会（3名）任期：R7.4.1～R9.3.31	【企画課】 ・市民協働まちづくり会議（1名）（継続） ・男女共同参画推進懇話会（3名）（継続）
		【商工課】 ・田原市民まつりの実行委員会に公募による実行委員を採用、また、市民提案による企画を募集し、市民の手による市民まつりを開催する。（継続）	【商工課】 ・田原市民まつりの実行委員会に公募による実行委員を採用したほか、市民提案による企画を募集し、市民まつりを開催した。	【商工課】 ・田原市民まつり実行委員会に公募（R7)による実行委員を採用し、会議を開催。（R8.5会議）（継続） 来年度以降の取組について意見交換。 ・田原市民まつりは、アジア大会のため休止。

d. 市民活動団体等への参画要請の整理

現状	今後の取組	令和7年度の取組	令和7年度の実績	令和8年度の取組
○毎年度、方針・計画等の検討会議、施策推進の協議会等が設置され、中には多くの会議に参画する団体もあるので、これらの会議が、団体運営の負担とならないよう、代表者の負担軽減を図っています。	○施策検討への参画要請が団体の負担とならないように、目的に応じて会議の統廃合・整理を図り、特定の代表者に偏らせず、委員等の男女割合にも留意します。 ○幅広い意見が把握できるよう開催形式・年間スケジュール等を改善するとともに、寄せられた意見の反映に取り組みます。 ○参加にあたっては、代表者への要請だけでなく、目的に応じた人材の依頼をし、代表者の負担軽減を図ります。	【全課室】 ・参加団体には、代表者の参加を要請するのではなく、目的に応じた人材の参加を依頼し、代表者の負担軽減を図る。（継続） ・会議日程を調整するなど代表者の負担に配慮し、参加しやすい会議を開催します。（継続）	【全課室】 ・参加団体には、代表者の参加を要請するのではなく、目的に応じた人材の参加を依頼し、代表者の負担軽減を図った。（継続） ・会議日程を調整するなど代表者の負担に配慮し、参加しやすい会議を開催している。（継続）	【全課室】 ・参加団体には、代表者の参加を要請するのではなく、目的に応じた人材の参加を依頼し、代表者の負担軽減を図る。（継続） ・会議日程を調整するなど代表者の負担に配慮し、参加しやすい会議を開催します。（継続）

e. パブリックコメント制度

現状	今後の取組	令和7年度の取組	令和7年度の実績	令和8年度の取組
○パブリックコメントの手続きに関する要綱を制定し、市役所や市ホームページで公表し、市民の意見を反映させながら、計画等を策定しています。	○日頃から市民に対して関心をひきつけ、一方的な原案の提示とならないよう、分かりやすい情報提供に努めます。	【広報秘書課】 ・パブリックコメント　令和7年度：4件（予定） 田原市総合教育大綱・教育振興基本計画、田原市空家等対策計画、田原市住生活基本計画、田原市新型インフルエンザ等対策行動計画 ・広報紙、ケーブルテレビ、HPを通じ、広く市民に周知を呼びかける。（継続）	【広報秘書課】 ・パブリックコメント　3件 ①田原市総合教育大綱・田原市教育振興基本計画 ②第2次田原市住生活基本計画 ③第2次田原市空家等対策計画 ・広報紙、ケーブルテレビ、HPを通じ、広く市民に周知を呼びかけた。	【広報秘書課】 ・パブリックコメント　令和8年度：9件（予定） 田原市新型インフルエンザ等対策行動計画、田原市ごみ処理基本計画、田原市学校未来創造計画、第5期田原市障害者計画（障害福祉計画・障害児福祉計画）、第10次田原市高齢者福祉計画（田原市認知症施策推進計画）、田原市障害児福祉計画、たはら食育推進計画2031、田原市道路整備計画、田原市男女共同参画推進プラン ・広報紙、ケーブルテレビ、HPを通じ、広く市民に周知を呼びかける。（継続）

f. 市民意見の提案制度

現状	今後の取組	令和7年度の取組	令和7年度の実績	令和8年度の取組
○市民からの意見・提案は、市役所・支所等に設置された「提言箱」、田原市ホームページ投書コーナー「市民の声」等で集められた後、関係各課に送付（定期的に部長会議で報告）され、関連施策に反映するとともに、必要に応じ提案者に回答しています。 ○平成21年度に制定した「市民の声」取扱要綱に基づき、公共性のある提言と回答を市ホームページで公開しています。	○現行の提案制度を充実しつつ、制度のPRを効果的に行い、より建設的な意見が寄せられるよう工夫します。	【広報秘書課】 ・提言箱、ホームページ等を通じて寄せられる市民の意見は、提案者に回答するとともに業務の参考とする。寄せられた意見の概要は部長会議で報告し、市役所内で情報の共有を行った上で、市ホームページで公表する。（継続）	【広報秘書課】 ・提言箱27件、ホームページ提言フォーム63件 ・市民の意見概要を部長会議で報告し、市役所内で情報共有を行った。	【広報秘書課】 ・提言箱、ホームページ等を通じて寄せられる市民の意見は、提案者に回答するとともに業務の参考とする。寄せられた意見の概要は部長会議で報告し、市役所内で情報の共有を行った上で、市ホームページで公表する。（継続）
		【図書館】 ・館長直行便、こどもしつへのおてがみ（意見箱）の設置（継続）	【図書館】 ・館長直行便、こどもしつへのおてがみ（意見箱）を設置し、市民からの意見・提案がしやすい環境を整え、図書館からの回答を館内に掲示し、市民の声の見える化を行っている。	【図書館】 ・館長直行便、こどもしつへのおてがみ（意見箱）の設置（継続）

g. 意見交換のための会議開催

現状	今後の取組	令和7年度の取組	令和7年度の実績	令和8年度の取組
○各分野の関係団体で構成する協議会の設置、コミュニティ協議会が主催する地域懇談会、各種団体が主催する総会等への出席により意見把握に取り組んでいます。	○会議の設置、地域懇談会等の会議への出席により、団体の個別意見及び総意の把握に努めます。	【防災対策課】 ・会議等　防災事務連絡会開催（4月）、自主防災活動推進協議会（年2回）（継続）	【防災対策課】 ・各地区で防災事務連絡会を開催した。 ・自主防災活動推進協議会（年2回）を開催した。	【防災対策課】 ・防災事務連絡会の開催（4月）、自主防災活動推進協議会の開催（年2回）（継続）
		【環境政策課】 ・たはらエコガーデンシティ構想推進協議会を開催し、進捗状況の把握、課題認識、解決策の検討などを行う。（継続） ・たはらエコガーデンシティ地域協議会を開催し、各プロジェクトの実現推進を図る。（継続）	【環境政策課】 ・たはらエコ・ガーデンシティ構想推進協議会を開催し、進捗状況の把握、課題認識、解決策の検討などを行った。 ・たはらエコ・ガーデンシティ地域協議会を開催し、各プロジェクトの実現推進を図った。	【環境政策課】 ・たはらエコガーデンシティ構想推進協議会を開催し、進捗状況の把握、課題認識、解決策の検討などを行う。（継続） ・たはらエコガーデンシティ地域協議会を開催し、各プロジェクトの実現推進を図る。（継続）
		【廃棄物対策課】 ・田原市ごみ処理対策推進協議会を開催し、ごみの減量・再資源化等施策の推進方策の検討（継続） ・廃棄物減量等推進員連絡会議を開催し、ごみの適正処理・減量化を目的とした、ごみの分別指導等に関する意見交換（継続）	【廃棄物対策課】 ・田原市ごみ処理対策推進協議会を開催し、ごみの減量・再資源化等施策の推進方策の検討（継続） ・廃棄物減量等推進員連絡会議を開催し、ごみの適正処理・減量化を目的とした、ごみの分別指導等に関する意見交換（継続）	【廃棄物対策課】 ・田原市ごみ処理対策推進協議会を開催し、ごみの減量・再資源化等施策の推進方策の検討（継続） ・廃棄物減量等推進員連絡会議を開催し、ごみの適正処理・減量化を目的とした、ごみの分別指導等に関する意見交換（継続）
		【親子交流館】 ・入園前の子供を持つ母親の集まりである子育てサークルと行政の協働促進、および子育てサークル・関係支援団体相互の交流を図るため、子育て支援関係者交流会を開催する。（継続）	【親子交流館】 ・入園前の子供を持つ母親の集まりである子育てサークルと行政の協働のため、ひまわりサークルミーティングを開催（2回）。 ・子育て支援関係者交流会の開催により、子育てサークルと関係支援団体との交流を図った（2回）。	【親子交流館】 ・入園前の子供を持つ母親の集まりである子育てサークルと行政の協働促進、および子育てサークル・関係支援団体相互の交流を図るため、子育て支援関係者交流会を開催する。（継続）
		【街づくり推進課】 ・田原地区まちづくり事業、福江地区まちづくり事業、赤羽根地区まちづくり事業については、市民が参加した各種協議会や委員会等において、事業実施や整備の意見交換などを行う。（継続） ・行政、各種団体などによって構成する渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議を開催し、アクションプランの進捗状況や意見交換などを行う。（継続）	【街づくり推進課】 ・田原地区まちづくり事業、福江地区まちづくり事業、赤羽根地区まちづくり事業については、市民が参加した各種協議会や委員会等において、事業実施や整備の意見交換などを行った。（継続） ・行政、各種団体などによって構成する渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議を開催し、アクションプランの進捗状況や意見交換などを行った。（継続）	【街づくり推進課】 ・田原地区まちづくり事業、福江地区まちづくり事業、赤羽根地区まちづくり事業については、市民が参加した各種協議会や委員会等において、事業実施や整備の意見交換などを行う。（継続） ・行政、各種団体などによって構成する渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議を開催し、アクションプランの進捗状況や意見交換などを行う。（継続）
		【図書館】 ・年3回の図書館協議会の開催（継続） ・月1回の」「図書館サポーターズおおきなかぶ」と館長・読書担当者によるミーティングの実施（継続） ・元気はいたつ便ボランティア、ブックスタートボランティア、音訳ボランティアの方と随時、意見交換を実施。	【図書館】 ・年3回の図書館協議会の開催（継続） ・月1回の」「図書館サポーターズおおきなかぶ」と館長・読書担当者によるミーティングの実施（継続） ・元気はいたつ便ボランティア、ブックスタートボランティア、音訳ボランティアの方と随時、意見交換を実施。	【図書館】 ・年3回の図書館協議会の開催（継続） ・月1回の」「図書館サポーターズおおきなかぶ」と館長・読書担当者によるミーティングの実施（継続） ・元気はいたつ便ボランティア、ブックスタートボランティア、音訳ボランティアの方と随時、意見交換を実施。
		【市民サービス課】 渥美地域総代連絡協議会を開催し、渥美地域の校区総代や自治会長との意見交換・連絡調整の場を設け、渥美地域における課題等の解決に取り組む。（継続）	【市民サービス課】 ・渥美地域総代連絡協議会を開催し、渥美地域の校区総代や自治会長との意見交換・連絡調整の場を設け、渥美地域における課題等の解決に取り組んだ。	【市民サービス課】 渥美地域総代連絡協議会を開催し、渥美地域の校区総代や自治会長との意見交換・連絡調整の場を設け、渥美地域における課題等の解決に取り組む。（継続）

h. アンケート調査

現状	今後の取組	令和7年度の取組	令和7年度の実績	令和8年度の取組
○総合計画の実現状況を把握する市民意識調査（3年ごとに市民・団体・事業者別に実施）、各分野のアンケート調査（定期又は随時）によって、統計的に市民意識等を把握しています。	○施策実施における客観的根拠資料となるよう、アンケート等の調査方法（実施時期・対象・設問・回答方式等）を改善するとともに、回答率の向上を図ります。また、他の都市との比較や経年比較等、多方面な評価と複合させ、本市の強み・弱みを把握します。	【企画課】 （市民意識調査） ・市民意識調査を実施。令和4年度からはWeb回答を導入。 （男女共同参画に関する市民アンケート） ・新たにWeb回答を導入して、市民アンケートを実施。	【企画課】 （市民意識調査） ・市民意識調査を実施した。（令和4年度からはWeb回答を導入） （男女共同参画に関する市民アンケート） ・新たにWeb回答を導入して、市民アンケートを実施した。	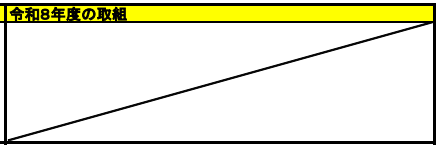

（2）行政活動における協働のあり方

a. 地域コミュニティ団体との協働（委託）

現状	今後の取組
○地域コミュニティ団体には、自主防災活動、ごみステーションの管理、交通安全・防犯活動、広報たはら等の文書配布、福祉活動、公園・排水施設の管理等に加えて、イベントや講演会への参加や公職委員の推薦など地域関係事項について幅広く依頼し、協力を得ています。 ○市からの依頼業務が増加しており、自治会等の負担となっています。依頼業務での負担を軽減するため、基本方針を定め、あらかじめ地域に対して依頼業務や行事等の年間スケジュールを提示しています。	○市各課からの依頼事項を整理するとともに、自治会等の規模・能力に応じた依頼内容の弾力化や支援制度の充実等、負担軽減を検討します。 ○地域コミュニティ団体の抱える課題を考慮し、市からの依頼事項に取り組むことにより、地域課題も同時に解決できるように工夫します。

令和7年度の取組	令和7年度の実績	令和8年度の取組
【防災対策課】 ・自主防災活動　防災事務連絡会、地区防災訓練実施、市総合防災訓練参加依頼、防災資機材整備、各種講座等参加依頼等（継続）	【防災対策課】 自主防災会に対し、防災事務連絡会への出席、市内一斉防災訓練の実施、市総合防災訓練への参加、防災資機材等の整備、講演会への参加等を依頼した。	【防災対策課】 ・防災事務連絡会への出席、市内一斉防災訓練の実施、市総合防災訓練への参加、防災資機材等の整備、講演会への参加等の依頼（継続）
【総務課】 ・年度初めの地域コミュニティ連合会定例理事会及び地区行政連絡会において、コミュニティ協議会・自治会への依頼事項等の年間スケジュールを示した。	【総務課】 ・年度初めの地域コミュニティ連合会定例理事会及び地区行政連絡会において、コミュニティ協議会・自治会への依頼事項等の年間スケジュールを示した。（継続）	【行政課】 ・年度初めの地域コミュニティ連合会定例理事会及び地区行政連絡会において、コミュニティ協議会・自治会への依頼事項等の年間スケジュールを示した。
【廃棄物対策課】 ・ごみの適正処理・減量化の推進のため、廃棄物減量等推進員を各地区自治会に配置し、地区内のごみの出し方・分別指導の活動等を行った。（継続）	【廃棄物対策課】 ・ごみの適正処理・減量化の推進のため、廃棄物減量等推進員を各地区自治会に配置し、地区内のごみの出し方・分別指導の活動等を行った。（継続）	【廃棄物対策課】 ・ごみの適正処理・減量化の推進のため、廃棄物減量等推進員を各地区自治会に配置し、地区内のごみの出し方・分別指導の活動等を行った。（継続）
【地域福祉課】 ・災害時避難行動要支援者名簿の加除を行い、5月、11月に支援を必要とする方の新しい情報を地域 へ提供し、市と地域と情報の共有を行う。（継続）	【地域福祉課】 ・5月と11月に地域及び関係団体に最新の名簿を提供し、情報を共有	【地域福祉課】 ・災害時避難行動要支援者名簿の加除を行い、5月、11月に支援を必要とする方の新しい情報を地域 へ提供し、市と地域と情報の共有を行う。（継続）
【農政課】多面的機能支払事業において、地域ぐるみで行う農用地・水路、農道等の地域資源の保全管理を支援する。（継続）	【農政課】 ・多面的機能支払事業において、地域ぐるみで行う農用地・水路、農道等の地域資源の保全管理を支援した（田原市全域内の19組織：地区）	【農政課】多面的機能支払事業において、地域ぐるみで行う農用地・水路、農道等の地域資源の保全管理を支援する。（継続）
【市民サービス課】 災害時に迅速な対応が図れるように、渥美地域の排水機場運転管理委託、樋門管理委託を地元自治会等へ委託する。（継続）	【市民サービス課】 ・災害時に迅速な対応が図れるように、渥美地域の排水機場運転管理委託、樋門管理委託を地元自治会等へ委託した。（排水機場7団体、樋門3団体）	【市民サービス課】 災害時に迅速な対応が図れるように、渥美地域の排水機場運転管理委託、樋門管理委託を地元自治会等へ委託する。（継続）

b. 地域コミュニティ団体からの要望への対応

現状	今後の取組
○地域コミュニティ団体のもつ地域課題（生活環境の整備、諸制度の改善等）に関する要望は、地域コミュニティ連合会、代表者等による随時の申出によって行われています。 ○市の機関では、コミュニティ担当課または各事業課において、これらに対応するとともに、平成19年度からは「まちづくりアドバイザー」に連絡機能（地域の希望把握）を持たせています。	○地域コミュニティ団体の要望内容を確認・整理するとともに、一緒になって対応策や制度改善に取り組みます。また、市の機関が実施する個々の施策についても、全体の公平性等を確保しながら、その地域に即した進め方を検討します。

令和7年度の取組	令和7年度の実績	令和8年度の取組
【防災対策課】 ・防災活動に関する相談対応（継続）	【防災対策課】 ・防災に関する相談対応等を随時行った。	【防災対策課】 ・防災活動に関する相談対応（継続）
【総務課】 ・随時、コミュニティからの要望の把握に努め、地域の要望に即した対応を検討する。 ・まちづくりアドバイザーに連絡機能を持たせ、要望等の把握を行う。	【総務課】 ・随時、コミュニティからの要望の把握に努め、地域の要望に即した対応を行った。（継続） ・まちづくりアドバイザーに連絡機能を持たせ、要望等の把握を行った。（継続）	【行政課】 ・随時、コミュニティからの要望の把握に努め、地域の要望に即した対応を検討する。 ・まちづくりアドバイザーに連絡機能を持たせ、要望等の把握を行う。
【市民サービス課】 各地域における道路、河川等の改善や補修等の要望を地区コミュニティ毎で取りまとめて提出してもらい、新年度予算に反映させる。（継続）	【地域課】 各地域における道路、河川等の改善や補修等の要望を地区コミュニティ毎で取りまとめて提出してもらい、新年度予算に反映させた。	【市民サービス課】 各地域における道路、河川等の改善や補修等の要望を地区コミュニティ毎で取りまとめて提出してもらい、新年度予算に反映させる。（継続）

c. 特定業務の外部委託（市指定委託）

現状	今後の取組
○専門資格を要する市の業務の実施に関しては、多様化への対応や効率性を考慮し、有資格者の採用や職員の資格取得による対応から、外部委託（事業者等）による対応に切り替えています。 ○公共施設等における専門性を活かしたサービスと効率性の向上を目指して、事業者や市民活動団体による指定管理者制度を導入し、協働対象事業のリストアップを行っています。	○指定管理者制度を含む既存の委託に加え、協働対象事業について、業務内容に応じた協働の推進を図ります。

令和7年度の取組	令和7年度の実績	令和8年度の取組
【企画課】 ・市民提案型委託制度を導入し事業募集を行う。（継続） ・市民活動支援センター運営業務を委託する。（継続）	【企画課】 ・市民提案型委託制度により事業募集を行った。 ・市民活動支援センター運営 委託先：たはら市民活動応援隊　週2日4時間の相談窓口開設	【企画課】 ・市民提案型委託制度を導入し事業募集を行う。（継続） ・市民活動支援センター運営業務を委託する。（継続）
【地域福祉課】 ・障害者等からの様々な相談に対応するため、市内の障害福祉事業所へ相談支援業務を委託し実施する。（継続）	【地域福祉課】 ・障害者等からの様々な相談に対応するため、市内の障害福祉事業所へ相談支援業務を委託し実施した。（継続）	【地域福祉課】 ・障害者等からの様々な相談に対応するため、市内の障害福祉事業所へ相談支援業務を委託し実施する。（継続）

d. 市民等からの提案による協働事業（外部委託）

現状	今後の取組
○平成22年度から、市の事業について市民から広く事業提案を募る「市民提案型委託制度（テーマ提示型・自由テーマ型）」を運用しています。 ○市民に広く公募する提案型委託制度の活用により、公益活動が行われています。	○市民・市民活動団体・事業者との協働が可能な事業について実施のあり方を研究し、市民提案型委託制度の活用等により、成果の向上を目指します。

令和7年度の取組	令和7年度の実績	令和8年度の取組
【企画課】 ・市民提案型委託制度による男女共同参画啓発事業（継続）	【企画課】 ・市民提案型委託制度により男女共同参画啓発事業を行った。 ※事業委託1件	【企画課】 ・市民提案型委託制度による男女共同参画啓発事業（継続）
【図書館】 ・図書館サポーターズおおきなかぶによる図書館お誕生日会の開催（継続） ・NPO法人たはら広場による「セカンドキャリアを地域貢献に！定年世代が図書館の困りごとを解決」事業（新規）	【図書館】 ・図書館サポーターズおおきなかぶによる図書館お誕生日会を開催した。 ・NPO法人たはら広場による「セカンドキャリアを地域貢献に！定年世代が図書館の困りごとを解決」事業として、「本カツ」「地図カツ」を実施した。	【図書館】 ・図書館サポーターズおおきなかぶによる図書館お誕生日会の開催（継続） ・NPO法人たはら広場による「セカンドキャリアを地域貢献に！定年世代が図書館の困りごとを解決」事業（継続）

e. 様々な協働形態の導入

現状	今後の取組	令和7年度の取組	令和7年度の実績	令和8年度の取組
○市の施策の中で、市民・団体等と一緒になって取り組まないと成果を上げられない業務等においては、協議会等を設けて調整を図っています。 ○柔軟な対応が必要となるイベント等では、市民等による実行委員会方式で実施しています。 ○田原市給食センターの運営事業には、PFI手法を導入し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図っています。	○業務内容に応じて、実行委員会方式のほか、市民等の得意分野を活かせるような協働方式の導入・維持に取り組みます。 ○PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）等の行政と民間の特性・能力等を活かした方式による業務を実施します。	【環境政策課】 ・特定外来種であるアルゼンチンアリ防除のための対策協議会を開催し、一斉防除等を行う。（継続）	【環境政策課】 ・特定外来生物であるアルゼンチンアリ防除のための対策協議会を年2回開催し、一斉防除（6月、7月、9月の年3回）を行った。また、重点防除区域の加治・赤石地区では、全体で行う一斉防除に加え、4月、5月、8月、10月の合計4回防除を実施した。	【環境政策課】 ・特定外来種であるアルゼンチンアリ防除のための対策協議会を開催し、一斉防除等を行う。（継続）
		【教育総務課】 ・市内の園児、児童、生徒へ給食を提供するにあたり、給食センターの維持管理・運営をPFIにて行う。	【教育総務課】 ・給食を提供する給食センターの維持管理・運営をPFIにて行った。 給食提供日数：保育園・認定こども園233日　小学校：189日　中学校：189日	【教育総務課】 ・市内の園児、児童、生徒へ給食を提供するにあたり、給食センターの維持管理・運営をPFIにて行う。

（3）市民参加・協働状況の公表

a. 協働会議への報告・一般公表

現状	今後の取組	令和7年度の取組	令和7年度の実績	令和8年度の取組
○市民、市民活動団体、事業者、行政など各主体の市民協働に関する取組は、市民協働まちづくり会議において状況を報告し合い、市民に公開しています。	○毎年、市民参加・協働状況を項目別に取りまとめ、協働会議や一般市民に公表し、参加・協働への取り組み方の検討資料として活用できるようにします。	【企画課】 ・市民協働まちづくり会議において、各主体の取組状況や意見の把握に努める。（継続）	【企画課】 ・市民協働まちづくり会議を年2回開催し、各主体の取組状況や意見の把握に努めた。	【企画課】 ・市民協働まちづくり会議において、各主体の取組状況や意見の把握に努める。（継続）

区分２【指針その４】　市民公益活動の支援

■市民協働まちづくり条例における市の機関の責務

④ 市民公益活動における市民協働が促進されるように取り組む。【条例第10条】
⑤ 市民公益活動が促進されるように、活動環境を整備する。【条例第11条】
⑥ 市民公益活動が促進されるように、活動情報の発信に協力する。【条例第12条第1項】
⑦ 市が保有する市民公益活動に必要な情報を提供する。【条例第12条第2項】
⑧ 市民公益活動に対し、必要に応じて、人的支援、財政的支援等を行う。【条例第13条】

（1）活動環境の整備のあり方

a. 施設等の整備・利用改善

現状	今後の取組	令和7年度の取組	令和7年度の実績	令和8年度の取組
○市民や団体等の活動拠点として、市民館をはじめ、文化会館や運動施設等を整備するとともに、あいち共同利用型施設予約システムの改善、利用負担の減免等により利便性の向上、活動の活性化を図っています。 ○合併や人口減少により、重複した施設や行政目的を終えた公共施設も増加しているため、公共施設の適正化に取り組んでいます。	○公共施設の集約化や重点化、複合化等を踏まえ、公共施設のサービスの適正化を図ります。 ○公共施設の長寿命化を図るとともに、未利用施設の利活用を進めます。	【赤羽根市民センター・生涯学習課】 ・赤羽根地域複合施設の新築工事基本設計業務を実施する。 【生涯学習課】 ・田原市社会教育施設等長寿命化計画の一部見直しと計画に沿った改修等の推進	【赤羽根市民センター・生涯学習課】 ・（仮称）赤羽根地域複合施設の新築工事基本設計業務を実施した。 【生涯学習課】 ・田原市社会教育施設等長寿命化計画に沿った改修等の推進について進捗管理を行った。	【赤羽根市民センター・生涯学習課】 ・（仮称）赤羽根地域複合施設の再編に向け、関係機関等との調整を行う。 【生涯学習課】 ・田原市社会教育施設等長寿命化計画の一部見直しと計画に沿った改修等の推進

b. 市民公益活動の環境整備

現状	今後の取組	令和7年度の取組	令和7年度の実績	令和8年度の取組
○市民等が安心して市民公益活動に取り組めるように、市において社会貢献活動災害補償制度を設け、一定の範囲内で傷害等を補償しています。	○公益性の高い活動について、社会貢献活動災害補償制度を継続し、主催者及び参加者の傷害等に対応する体制を維持するとともに、必要に応じ、制度内容を検討します。	【企画課】 ・公益性の高い活動については、社会貢献活動災害補償制度で活動中の事故を補償するとともに、参加者の自己責任と安心して公益活動に取り組める環境整備を明確化する。（継続）	【企画課】 社会貢献活動災害補償制度保険に加入し、公益性の高い活動中の事故に対する補償等を行った。傷害事故16件	【企画課・行政課】 ・公益性の高い活動については、社会貢献活動災害補償制度で活動中の事故を補償するとともに、参加者の自己責任と安心して公益活動に取り組める環境整備を明確化する。（継続）
		【地域福祉課・生涯学習課】 ・公益性の高い活動については、社会貢献活動災害補償制度で活動中の事故を補償。（継続）	【地域福祉課・生涯学習課】 社会貢献活動災害補償制度保険に加入し、公益性の高い活動中の事故に対する補償等を行った。	【地域福祉課・生涯学習課】 ・公益性の高い活動については、社会貢献活動災害補償制度で活動中の事故を補償。（継続）

（2）情報提供のあり方

a. 市民公益活動の市民等への情報提供

現状	今後の取組	令和7年度の取組	令和7年度の実績	令和8年度の取組
○公益性の高い活動（共催・後援事業等）については、可能な範囲内で、広報たはらや市のホームページ、SNS等で紹介するとともに、自治会を通じた回覧・配布文書、公共施設等でのポスター掲示により、必要な情報を提供しています。 ○田原市民活動支援センターを介して、支援センターホームページ、広報たはら等で市民活動団体等の取組を紹介しています。	○市民等への市民公益活動の情報提供について、市民活動支援センターが主体となり、広報活動を行うとともに、より市民活動への期待や関心が集まるような紹介の仕方を工夫します。	【企画課】 ・市民活動支援センターは、市民協働まちづくり事業補助金等を活用した団体等を積極的に取材し、広報たはらやSNS等で情報を発信する。（継続）	【企画課】 ・市民活動支援センターでは、市民協働まちづくり補助金等を活用した団体等を積極的に取材し、広報たはらやSNS等で情報を発信した。	【企画課】 ・市民活動支援センターは、市民協働まちづくり事業補助金等を活用した団体等を取材し、広報たはらやSNS等で情報を発信する。（継続）
		【地域福祉課】 ・市民等が実施する婚活イベント等の情報を~~「広報たはら」~~やSNS等で紹介する。（継続）	【地域福祉課】 ・恋サポLINEでの発信（2回）	【地域福祉課】 ・市民等が実施する婚活イベント等の情報をSNS等で紹介する。（継続）
		【図書館】 ・中央図書館・渥美図書館に設置している市民活動のための掲示板や図書館ホームページ・SNSの活用（継続）	【図書館】 ・中央図書館・渥美図書館に設置している市民活動のための掲示板や図書館ホームページ・SNS等を活用し情報発信に努めた。	【図書館】 ・中央図書館・渥美図書館に設置している市民活動のための掲示板や図書館ホームページ・SNSの活用（継続）
		【生涯学習課】 ・公益性の高い活動（共催・後援事業等）について、可能な範囲で市のホームページ、広報たはらへの掲載をする（継続）	【生涯学習課】 ・公益性の高い活動（共催・後援事業等）について、可能な範囲で市のホームページ、広報たはらへの掲載。	【生涯学習課】 ・公益性の高い活動（共催・後援事業等）について、可能な範囲で市のホームページ、広報たはらへの掲載をする（継続）

b. 行政情報の提供

現状	今後の取組	令和7年度の取組	令和7年度の実績	令和8年度の取組
○市で把握できる市民活動団体に有益な国県等の情報は、できる限りお知らせするようにしています。 ○市が保有する住民情報等は、個人情報保護法・条例の取扱基準に従う必要があります。原則として市民活動団体には提供していませんが、地区自治会等が行うひとり暮らし高齢者の見守り活動に対し、申請により住所、氏名、性別、年齢を掲載した一覧表を貸し出しています。 ○市が保有する住民情報等については、個人情報保護法・条例の取扱基準に配慮しながら、自治会が行う住民福祉向上活動に対して、閲覧制度等を設けています。	○法の範囲で現状の閲覧制度等を維持・改善しながら、市民活動団体の活動情報や国県市などの各種支援施策の積極的な伝達や市が保有する住民情報の提供の是非を検討します。	【高齢福祉課】 ・地区自治会等が行うひとり暮らし高齢者の訪問活動に対し、住民基本台帳に登載されている個人情報のうち、対象者の住所、氏名、性別、年齢を掲載した一覧表を貸し出す。	【高齢福祉課】 ・地区自治会等が行うひとり暮らし高齢者の訪問活動に対し、住民基本台帳に登載されている個人情報のうち、対象者の住所、氏名、性別、年齢を掲載した一覧表を貸し出す高齢者見守り活動情報提供制度を実施した。	【高齢福祉課】 ・地区自治会等が行うひとり暮らし高齢者の訪問活動に対し、住民基本台帳に登載されている個人情報のうち、対象者の住所、氏名、性別、年齢を掲載した一覧表を貸し出す。

（3）人的・財政的支援等のあり方

a. 市民公益活動への人的支援

現状	今後の取組	令和7年度の取組	令和7年度の実績	令和8年度の取組
○人材育成に役立つ講演会・講座等の開催、田原市民活動支援センターによる活動相談や「まちづくりアドバイザー」の派遣、自主防災活動推進地区の支援等を行っています。	○市の機関の職員等が各種団体に参加する機会をできる限り多く設け、市民等と市役所の相互理解や信頼の構築を進めるとともに、自らの見識の向上も図ります。 ○事業担当課だけでなく、全課室がさまざまな分野の市内市民活動の状況を把握し、市役所全体で連携し、市民公益活動を支援します。	【企画課】 ・市民活動支援センターにおいて、活動に関する相談を随時行う。（継続） ・市職員の公益活動、地域活動への積極的参加を呼び掛ける。（継続）	【企画課】 ・市民活動支援センターにおいて、活動に関する相談を随時行った。 ・市職員の公益活動、地域活動への参加を呼び掛けた。	【企画課】 ・市民活動支援センターにおいて、活動に関する相談を随時行う。（継続） ・市職員の公益活動、地域活動への積極的参加を呼び掛ける。（継続）
		【総務課】 ・まちづくりアドバイザーが相談業務を行う。	【総務課】 ・まちづくりアドバイザーが相談業務を行った。（継続）	【行政課】 ・まちづくりアドバイザーが相談業務を行う。

b. 市民公益活動への財政的支援

現状	今後の取組	令和7年度の取組	令和7年度の実績	令和8年度の取組
○地域コミュニティ団体や各分野の団体に対して、市の施策の推進に関連した補助金が支出されています。	○"市民の手"によるまちづくりを推進するため、市民協働まちづくり基金を活用した市民公募型補助事業を継続し、効果的な支援を目指します。 ○利用しやすい補助制度とするため、募集スケジュールや申請手続き、審査方法の改善を図ります。	【企画課】 ・市民協働まちづくり事業補助金により、活動経費の一部を支援する。（継続）	【企画課】 ・市民協働まちづくり事業補助金により、活動経費の一部を支援した。5団体（通常枠2、新規団体枠3）	【企画課】 ・市民協働まちづくり事業補助金により、活動経費の一部を支援する。（継続）

c. 市民公益活動へのその他の支援

現状	今後の取組	令和7年度の取組	令和7年度の実績	令和8年度の取組
○田原市後援等取扱要綱に基づき、市の施策に合致する市民公益活動（イベント等）については、共催または後援し、施設利用料の減免や活動のPRに取り組んでいます。	○引き続き、共催・後援等の承認を行い、優良活動表彰制度や公的認証制度の検討など市民公益活動の促進策に取り組みます。また、市民ニーズを把握し、必要となっている市民公	【企画課・生涯学習課・スポーツ課】 ・共催、後援の承認。（継続） 【廃棄物対策課】 ・団体等による清掃活動に対して、ごみ袋の支給・清掃用具の貸出（継続） ・軽トラック貸出事業において、ボランティア活動に対する利用料減免制度を導入（継続）	【企画課・生涯学習課・スポーツ課】 ・共催、後援の承認。（継続） 【廃棄物対策課】 ・団体による清掃活動に対して、ごみ袋の支給・清掃用具の貸出を行った。 ・軽トラック貸出事業において、ボランティア活動に対する利用料減免を行った。	【企画課・生涯学習課・スポーツ課】 ・共催、後援の承認。（継続） 【廃棄物対策課】 ・団体等による清掃活動に対して、ごみ袋の支給・清掃用具の貸出（継続） ・軽トラック貸出事業において、ボランティア活動に対する利用料減免制度を導入（継続）

（4）市民間協働の支援のあり方

a. 市民間協働の促進のための支援

現状	今後の取組	令和7年度の取組	令和7年度の実績	令和8年度の取組
○市の機関は、市民公益活動における市民等の連携を進めるため、田原市民活動支援センターの設置や活動をPRするイベントの開催を支援しています。	○市民公益活動における連携の意向（他の団体に対する協力要請等）や実現状況を把握するとともに、連携・協力・支援が進められるように、情報ネットワークの形成や活動・人材情報の把握・提供に取り組みます。	【企画課】 ・団体間の連携を図るため、市民活動支援センターを設置する。（継続） ・市民活動をPR等するためのイベント「しみんのひろば」開催の支援を行う（継続）	【企画課】 ・団体間の連携を図るため、市民活動支援センターを委託により運営した。 ・市民活動をPR等するためのイベント「しみんのひろば」開催の支援を行った。	【企画課】 ・団体間の連携を図るため、市民活動支援センターを設置する。（継続） ・市民活動をPR等するためのイベント「しみんのひろば」開催の支援を行う（継続）

区分３【指針その５】　地域コミュニティ活動の振興に関する実績

■市民協働まちづくり条例における市の機関の責務

⑨　地域コミュニティ団体の振興策を立案・実施する。【条例第17条第1項】

⑩　行政課題について、地域コミュニティ団体により集約された意見に配慮する。【条例第17条第2項】

（1）地域コミュニティ団体の振興のあり方　②市の機関の支援のあり方

a. 地域コミュニティ団体の振興策

現状	今後の取組	令和7年度の取組	令和7年度の実績	令和8年度の取組
○平成18年度に策定された田原市地域コミュニティ振興計画が、平成29年度に改定され、コミュニティ担当課において連絡の調整や活動の支援が行われています。	○市は、地域コミュニティのあり方の検討、まちづくり計画の改定支援、活動拠点の充実、補助金等支援制度・委託業務の最適化など、地域コミュニティ振興計画に掲げる取組の実現に努めます。 ○市は、地域コミュニティ団体が抱える課題の解決や、地域活動の担い手育成など、支援体制の構築を図ります。	【総務課】 ・地域活動や施設整備等に対する支援制度を継続し、地域コミュニティ振興計画に掲げる取組の実現に対する支援を行う。 ・まちづくりアドバイザーが地域コミュニティ活動の支援を行う。	【総務課】 ・地域活動や施設整備等に対する支援制度を継続し、地域コミュニティ振興計画に掲げる取組の実現に対する支援を行った。（継続） ・まちづくりアドバイザーが地域コミュニティ活動の支援を行った。（継続）	【行政課】 ・地域活動や施設整備等に対する支援制度を継続し、地域コミュニティ振興計画に掲げる取組の実現に対する支援を行う。 ・まちづくりアドバイザーが地域コミュニティ活動の支援を行う。

b. 地域コミュニティ団体の意見の反映

現状	今後の取組	令和7年度の取組	令和7年度の実績	令和8年度の取組
○地域に影響の大きい市の施策は、計画・実施に際し、コミュニティ協議会や自治会を対象とした説明会を開催し、地域住民の意見を把握しながら進めています。	○市の施策において、地域への影響や関わりが大きなものについては、自治会やコミュニティ協議会等で民主的な方法で集約された地域の意見に配慮しながら進めていきます。また、市全体のまちづくりの実現に留意しつつ、まちづくり推進計画等における地域の取組方針に配慮します。			

c. 地域コミュニティ団体の認定制度

現状	今後の取組	令和7年度の取組	令和7年度の実績	令和8年度の取組
○田原市市民協働まちづくり条例施行規則に基づいて、基準以上の運営を行っている地域コミュニティ団体を認定（公証）しています。 ※認定状況（令和5年4月現在） コミュニティ協議会　20協議会 校区　6校区 自治会　4自治会	○地域コミュニティ団体の活性化の手段の一つとして、田原市市民協働まちづくり条例施行規則の規定項目について、現状を踏まえて定める基準以上の運営を行っている地域コミュニティ団体を認定（公証）します。			

区分４【指針その６】　市民協働まちづくり基金の活用に関する実績

■市民協働まちづくり条例における市の機関の責務
⑪ 市民の連帯強化、市民公益活動の促進に財源を確保するため、基金を設置する。【条例第10条第1項】
⑫ 基金の運用から生ずる収益は、第1項に定める目的の経費に充てるものとする。【条例第17条第4項】

（1）基金のあり方

a. 合併特例債積立部分の確保・管理・運用・

現状	今後の取組	令和7年度の取組	令和7年度の実績	令和8年度の取組
○市の合併に対する国の支援として用意された手法（合併特例債による借入）を中心に原資を積み立てています。 基金の設置目的に沿った活用以外にこの部分の取崩しはできません。	○原資を定期預金等で運用し、その運用益によって市民のネットワークの構築、地域振興及び市民公益活動の促進を図っていきます。 ○経済情勢や市の財政状況に応じて、原資を含めて、まちづくりのために活用していきます。	【財政課】 ・原資等を定期預金等で適正に運用する。 ・予算編成の際に基金の設置目的に沿った事業への活用を検討する。	【財政課】 ・原資等を定期預金等で適正に運用する。 ・予算編成の際に基金の設置目的に沿った事業への活用を検討する。	【財政課】 ・原資等を定期預金等で適正に運用する。 ・予算編成の際に基金の設置目的に沿った事業への活用を検討する。

b. 一般寄付等による積立部分の確保・運用

現状	今後の取組	令和7年度の取組	令和7年度の実績	令和8年度の取組
○この基金は市民等の寄付による積み立てもできるため、市民公益活動の支援財源を確保するために、寄付金の募集を市民に周知しています。	○一般寄付等によって積み立てられた原資は、取り崩して使うことも運用益を利用することも可能であるため、ニーズに応じて振り分け、活用していきます。 ○ふるさと納税における、寄付の使い道として「地域の助け合い」の応援を指定した寄付金は、地域助け合いのために運用していきます。	【企画課】 ・市民協働推進寄附金（継続） ・渥美半島田原市応援寄附金（ふるさと納税）（継続） 【図書館】 ・雑誌スポンサー制度（継続）	【企画課】 ・市民協働推進寄附金　1件 ・渥美半島田原市応援寄附金　寄附件数　70,233件 【図書館】 ・雑誌スポンサー制度を活用し、図書館資料の充実を図った。	【企画課】 ・市民協働推進寄附金（継続） ・渥美半島田原市応援寄附金（ふるさと納税）（継続） 【図書館】 ・雑誌スポンサー制度（継続）

（2）基金運用益の活用のあり方

a. 市の機関が実施する関係事業への基金及び基金運用益等の充当

現状	今後の取組	令和7年度の取組	令和7年度の実績	令和8年度の取組
○基金は、必要に応じ取り崩し、以下の事業に充当することができます。 ・コミュニティ施設整備補助金 ・市民協働まちづくり事業補助金 ・市民提案型委託事業 ・田原市民活動支援センターの運営 ・市民館整備事業 ○基金運用益は、市が市民活動を振興するために設置している田原市民活動支援センターの事業費用や市民協働まちづくり事業補助金、市民提案型委託制度等に活用しています。	○毎年度の発生する基金運用益等は、設置目的（市民のネットワークの構築、地域振興及び市民公益活動の促進）に即して、まず、市民公益活動（公募）の補助経費に充当し、残額は基金の目的に即して実施される市の関係事業の財源または基金積み立てに利用します。	【企画課】 市民協働まちづくり事業補助金経費として活用する。 市民協働推進寄附金を市民協働まちづくり基金に積立てる。	【企画課】 市民協働まちづくり事業補助金経費として活用した。 市民協働推進寄附金を市民協働まちづくり基金に積立てる。	【企画課】 市民協働まちづくり事業補助金経費として活用する。 市民協働推進寄附金を市民協働まちづくり基金に積立てる。

b. 基金及び基金運用益等を活用した市民公益活動の支援

現状	今後の取組	令和7年度の取組	令和7年度の実績	令和8年度の取組
○基金を活用し、コミュニティ施設等整備補助制度により、市民公益活動の拠点となる施設の整備費を助成しています。 ○基金の運用益を活用し、市民協働まちづくり事業補助制度等により、市民活動を支援しています。	○市民公益活動の活性化や協働意識の向上のため、基金の運用益を活用した支援制度等を見直し、さらなる充実化を図ります。 ○市民公募型支援制度の積極的な活用が図られるよう、制度の改善や効果的な制度紹介を行うとともに、新たな市民公益活動が生まれるような方策について検討します。	【企画課】 ・市民協働まちづくり事業補助金により、活動経費の一部を支援する。	【企画課】 ・市民協働まちづくり事業補助金により支援した。	【企画課】 ・市民協働まちづくり事業補助金により、活動経費の一部を支援する。
		【総務課】 ・コミュニティ施設等の整備に要する費用の支援に活用	【総務課】 ・コミュニティ施設整備等に対する支援制度により支援した。	【行政課】 ・コミュニティ施設等の整備に要する費用の支援に活用

資料４-１

令和７年度　田原市市民活動支援制度の活用状況

１　田原市市民協働まちづくり事業補助金

（１） 通常枠

市内の市民活動団体が行う公益的な事業（地域づくり、福祉、環境保全等）の事業費の一部を支援する制度。団体の自立を促し、目的実現を支援するため、補助は３年を限度としている。

（補助率１／２、上限２０万円）

○補助額５万円超から２０万円以下（補助対象経費１０万円を超える）の事業

団体名・事業名	事業内容	補助額（総事業費）	事業担当課
子育てサークル ここしか 子育て世代のいのちの学び	お米の勉強会や豚の飼育体験を通して、自然の恵みや仕組みを理解し、生産者の方やいのちをいただいくことへの感謝の気持ちが芽生えた。 豚の成長を見守る中で、環境や地域、自分達の生活を見つめなおすきっかけになり、自然の中で協力し、知恵を出しあいながら活動することで、保護者も子どもを見守りながら学び、みんなで子育てをする場となった。	200,000 円 (512,498 円)	親子交流館
一般社団法人ほっきょく たはらマーブルタウン 2025	子どもたちが仮想都市であるマーブルタウンの住民として、役場、銀行、警察などの職業体験やまちづくりの選挙等を通じて自治の仕組みを体験し、遊びながら自ら考え学ぶ自主性を育むことを目的としたイベント「たはらマーブルタウン２０２５」を開催。	138,000 円 (309,719 円)	企画課

（２）少額枠

○補助額５万円以下（補助対象経費１０万円以下）の事業　（補助率１／２、上限５万円）

→応募団体なし

（３）新規団体枠

新しく設立された団体の活動経費の一部を支援するもので、市民活動団体の新しい担い手づくりを目的とする。（補助率１０／１０、上限７万円）

■当該年度に設立満３年に満たない団体

団体名・事業名	事業内容	補助額（総事業費）	事業担当課
育ち愛まるしぇ実行委員会 育ち愛まるしぇ	「ママ・パパたちが“自分を大切にする”時間と出逢いを届ける」ことを目的としてマルシェを開催。 地域の中でつながり合い、支え合えるコミュニティづくりを通して、子育て中の保護者が心から安心できる居場所を提供することで、同じような悩みや想いを持つママ・パパたち、小中高校生のボランティアや経験豊かな保育士等との交流を通じ、温かなつながりを育む地域マルシェとなった。	46,000 円 (72,721 円)	子育て支援課

Blue Wings スマイルビーチクリーン ～海から始まる幸せ～	「海のゴミをなくし、その魅力を伝えたい」という想いのもと、白谷海浜公園での月１回の清掃と、拾ったマイクロプラスチックをアクセサリー等へアップサイクルし販売を行うなど、廃棄物の削減と資源の有効活用を図った。	57,000 円 (66,063 円)	廃棄物対策課
リ・ライト アップサイクル環境啓発プロジェクト ～リ・ライト～	家庭の「廃油」と「使い捨てカイロ」を組み合わせた独自のろ過技術で廃棄物をキャンドル等へ再生（アップサイクル）することで、水質汚染防止と資源の有効活用を実践した。 ワークショップを通じ、参加者に「ごみを資源として捉え直す視点」を提供し、身近な環境問題に対する理解を促した。	45,000 円 (52,428 円)	廃棄物対策課

Ｒ８	通常枠１団体、少額枠 1、新規団体枠３団体	R8.10.15 現在

２　市民提案型委託事業制度

市民活動団体からの提案による事業の委託制度。市が目的を決めて募集する「テーマ提示型」と、団体が分野や取り組みを自ら考えて提案する「自由テーマ型」がある。

※令和７年４月号広報及び田原市ホームページで周知

【テーマ提示型】

（１） 募 集 期 間：令和７年４月１日（月）～５月３０日（金）
（２） 募集テーマ：男女共同参画啓発事業（委託費上限：１３０,０００円）
（３） 応 募 団 体：ＹＡＲＯＭＡＩ
（４） 事　業　名：被災時におけるジェンダーリテラシー向上事業
　〇親子向けの防災キャンプを開催
　（開催日）令和７年１１月８日（土） 10:00～14：00　参加者８組 24 名
　（場　所）ほうべの森
　（対　象）小学生とその保護者
　（講　師）こもれび助産院　助産師　河辺紅子
　（テーマ）親子 de 防災キャンプ
　～大切な自分のからだ、自分で守れるように備えよう
（５） 事 業 内 容
・子どもと一緒に子育て世代や女性目線での防災を考え、お子さんに自分が大切な存在であることを体験を通して届ける参加型の講座を実施。
・災害時の非常食の調理や試食の他に、避難所生活において、トイレなどの日常生活を安心安全に送るためのプライベートな環境（空間）を確保することや、「性」や「いのち」の関わりの大切さについて学ぶ。

【自由テーマ型】

（１）募集期間：４月１日～７月３０日
　→応募団体なし

Ｒ８	テーマ提示型　１団体	R8.10.15 現在

３　社会貢献活動災害補償制度

市民公益活動（社会貢献活動）中の万一の事故に対して、田原市社会貢献活動災害補償制度により、一定額の補償を準備し、活動者又はその指導者が安心して活動していただくことにより、市民協働のまちづくりの促進を図る。　※行政課

【制度活用状況】R8.10.15 現在

※事故件数は、契約期間（５月３日～翌年５月３日）で集計

年度	傷害事故	損害賠償	合計	備考
令和４年度	２２件	０件	２２件	
令和５年度	１６件	１件	１７件	
令和６年度	９件	２件	１１件	
令和７年度	１６件	３件	１９件	
令和８年度	３件	２件	５件	

田原市市民協働まちづくり事業補助金活用状況

資料４－２

R7.4.1改正／通常枠、少額枠、新規団体枠に統合

	R4年度 実績		R5年度 実績		R6年度 実績	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
通常枠 対象経費10万円以上 **補助限度額20万円** **（補助率1/2）**		・マイク大谷氏講演会実行委員会 ~~・渥美半島ウルトラネイチャーラン~~実行委員会（自己資金で運営できたため取下げ）		・田原ロータリークラブ		①一般社団法人スマイルビーチプロジェクト「サーフィン体験、ハロウィン地引網」 73,000円 ②子育てサークル「ここしか」「子育て世代の学びの場づくり」 200,000円
	1	200,000	1	200,000	2	273,000
少額枠 対象経費10万円未満 **補助限度額** **4万9千円** **（補助率1/2）**		・視覚障害者団体さくらんぼ		・視覚障害者団体さくらんぼ		③視覚障害者団体さくらんぼ「心とこころをつなぐ音楽会」 14,000円 ④くぬぎの会「くぬぎの会30周年記念講演会」 39,000円
	1	38,000	1	42,000	2	53,000
新規団体枠 **補助限度額** **5万円** **（補助率10/10）**		・一般社団法人泉中学校跡施設利活用地元協議会 ・埴				⑤たはら女性コミュニティ運営委員会「女性起業家スタートアップ応援プロジェクト」 50,000円 ~~・子どもたちのために今できる事を実行委員会「渥美半島アスリートプロジェクト」~~→スポーツ課委託事業で実施（取下げ）
	2	100,000	0	0	1	50,000
人材養成枠(講座) **補助限度額** **2万円** （補助率 全額or一部）						
	0	0	0	0	0	0
人材養成枠(視察) **補助限度額** **4万円** （補助率 全額or一部）	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0
チャレンジ枠 **補助限度額** **9万円** （補助率1/2）						⑥一般社団法人ほっきょく「たはらマーブルタウン」 33,000円
	0	0	0	0	0	33,000
合計	4	338,000	2	242,000	6	409,000

	R7年度 実績		R8年度（10月15日現在） 実績	
	件数	金額	件数	金額
通常枠 対象経費10万円超 **補助限度額20万円** **（補助率1/2）**	①子育てサークル「ここしか」「子育て世代のいのちの学び」 200,000円 ②一般社団法人ほっきょく「たはらマーブルタウン2025」 138,000円		①子育てサークル「ここしか」「子育て世代のいのちの学び」 200,000円	
	2	338,000	1	200,000
少額枠 対象経費10万円以下 **補助限度額** **5万円** **（補助率1/2）**			①豊橋みなみおやこ劇場 「はじめての紙あそび・道具あそびワークショップ『誰も見たことのない生き物をつくろう』」 40,000円	
	0	0	1	40,000
新規団体枠 **補助限度額** **7万円** **（補助率10/10）**	①育ち愛まるしぇ実行委員会「育ち愛まるしぇ」 46,000円 ②BlueWings「スマイルビーチクリーン～海から始まる幸せ～」講座 57,000円 ③リ・ライト「アップサイクル環境啓発プロジェクト～リ・ライト～」 45,000円		①handでつながる輪「手話で繋がるマルシェ　～障害のある人もない人もみんなで楽しむマルシェ～」 70,000円 ②おやこで学ぶ　畑のようちえん「育てて食べる子育て」 70,000円 ③いいじゃん田原盆踊り実行委員会「いいじゃん田原盆踊り」 70,000円	
	3	148,000	3	210,000
合計	5	486,000	5	450,000

令和7年度から事業区分を見直し

資料５

田原市民活動支援センターの運営について

【１】田原市民活動支援センターの運営状況

（１）設置目的:市民活動の活性化を図るため、平成19年度に設置

○市民活動団体に対する情報の提供
○市民、団体間の交流促進
○その他支援による市民活動の推進

（２）設置場所及び設備

○場所:田原文化会館フリースペース内　約 26.9 ㎡
○設備:カウンターテーブル、掲示板、閲覧用パソコン、電話(内線)、メールアドレス、印刷機　等

（３）運営体制の経緯

	運営方式
H19.4～H22.3	《業務委託》 特定非営利活動法人たはら広場
H22.4～H28.3	《市直営》　市民活動推進スタッフ(嘱託員)、市民協働課職員
H28.4～H29.4	《市直営》　企画課協働係職員
H29.5～	《業務委託》 たはら市民活動応援隊

（４）運営内容

○市民活動相談、情報紙発行、広報記事作成、ホームページ運営、しみんのひろば企画運営、東三河市民活動推進協議会への協力、講座の開催、印刷機利用受付　等

（５）　相談件数推移

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総件数	(4.5 休)49	64	43	64	32	36

（６）主な相談内容

○活動相談　　→NPO設立・手続き関係について
○補助金関連　→市補助金の申請相談／各種助成制度の情報収集
○広報　　→市広報媒体への掲載依頼等
○一般　　→情報交換
○市民活動団体交流会　→イベント出展等の相談

【２】令和８年度の運営体制

１　**応募団体** ： たはら市民活動応援隊
２　**委託期間** ： 令和８年４月１日～令和９年３月３１日
３　**開 設 日** ： 毎週火・土曜日／正午～午後４時
４　**委託金額** ： ７０８，０００円
５　**委託内容**

(1) 市民活動に関する相談及び助言
(2) 市民活動を行う人材の育成及び支援
　① 市助成金の周知と相談支援
　② 各種民間助成金情報の周知と相談支援
　③ 市民及び市民活動団体を対象とした講座「市民まちづくり講座」の開催
　※外部の講師料については、市の予算で対応。
　④ 市民活動団体間の交流及び市民活動への参加啓発を目的としたイベント「しみんのひろば」の企画及び運営
(3) 市民活動に関する情報の収集、提供及び発信
　① 市民活動の取材
　② 市内外の市民活動に関する情報の周知
　③ 市民活動だよりの原稿作成（年１回）
　④ 広報たはらの原稿作成
　⑤ メールマガジンの発行
　⑥ ＳＮＳを活用した情報発信
　⑦ どすごいネットを活用した情報の収集及び発信

資料６　市民協働まちづくり会議（渡会委員）
たはら市民活動支援センター

ホワイトボード まちづくり・市民活動 みんなの声一覧 2026年3月～8 月



（田原文化会館　中央図書館入口手前に設置してあるホワイトボード）

※読み易いように、ひらがなを漢字にしたり、文末の表現を変えたりしています。
※似たような記述に関しては（数字）でまとめています。
※その他、過激なものや誹謗中傷といったものは一覧に挙げていません。

☆まちづくりに関連する意見・要望

・ウミガメの事を学べる水族館みたいな施設があるといいな
・もうすでにすてきな町ですが、もうちょっと学生が遊べるまちにしてください
・大草の廃校を、遊んだり、泊まれるようにしてほしい
・障害者と老人が交流できる施設がほしい　・障害者と子どもの交流施設を作ってほしい
・もう少しみんなが楽しんで遊べる場所がほしい
・室内で遊べるところを作って　・室内で遊べる場所がほしい
・遊び場を増やしてください（6）　・公園を増やして　・子どもだけでも遊べる場所を増やして
・バスケットコートを広くしてほしい　・バスケのゴールが少ない（2）
・サッカーのゴールがない。増やして　・柔道クラブや柔道場を設けてほしい　・テニスコートを増やして
・自然がたくさんある、映える町がいい
・海の砂浜をきれいにしてほしい　・ポイ捨てしない町にしよう（3）

☆商業関係諸施設の誘致・建設に関する意見・要望

・サーティーワン　（6）　・ゲームセンター（5）・ミスタードーナツ（5）・ラウンドワン（4）
・大きいイオンモールがほしい（2）　・映画館（3）　・餃子の王将（2）・ダイソー（2）
・スターバックス（2）・ボーリング場（2）・水族館がほしい
・駅前に店がほしい。そうすれば人口が増えるのでは　・田原駅前にコンビニを作って
・バッティングセンターを作ってほしい　・GU　・ユニクロ　・スヌーピーショップ　・コストコ　・サイゼリヤ
・スポーツ専門店

☆意見・要望

・違う小学校同士の交流の場を学校行事に取り入れてほしい。渥美の方は人数が少ないので。
・子ども食堂を増やしてほしい
・児童クラブの待機児童数ゼロへ。学年に関わらず、自宅で放課後過ごせない児童のため、待機児童解消をお願いします。（特に長期休暇）放課後子どもが安心して過ごせる環境整備を
・抜本的な教育改革を。学校教育ではどうすることもできなくなっている人づくり。
町をあげて人材育成できる環境づくりを

・一般市民による消防団活動を無くしてください、子育てで精一杯です
・町内会のイベントや、消防団の活動を減らしてほしいです。家族の時間が一番大事です。

☆今のままでいい

・今、わたし田原に恋してる　・大好き～、今、わたしたはらに恋してる
・18 歳まで田原に住み、今は東京都心で 20 年以上生活しています。
何もない田原に心から癒されます。ずっとこのままで。
・I♡田原　・もう十分いい町です　・過ごしやすい町です。　・最高。　・いい町田原！
・超いい町です。田原最高！　・もうすでにいい町だ～、田原市最高！
・今までで最高で安心できるいい町ですね
・幸せです。楽しかった

☆その他

・耐震に強い家を建ててほしい（震度7に耐えられるような）
・田原が人気になりますように
・田原がいつまでも平和でありますように



田原で市民活動に取り組む“ヒトたち”を紹介します！

渥美半島環境活動協議会(CAEA)

CAEAは、2016年に、渥美半島で環境活動に取り組む団体・個人が集まって設立した協議会です。「渥美半島の豊かな自然を未来に引き継ぐ」ことを目的に活動をしています。

具体的な活動としては、渥美半島の環境について学ぶ『講演会』・自然とふれあい、自然を楽しむ『大人の自然塾』・「渥美半島生態系ネットワーク」との共催で渥美半島の自然と歴史を訪ねる『バスツアー』・渥美半島の環境への思いを共有し、つながる場とする『フォーラム』・環境教育をすすめる学校を応援する『環境教育フォーラム』を行っています。

渥美半島の豊かな自然が未来につながることを願っています。

活動の様子



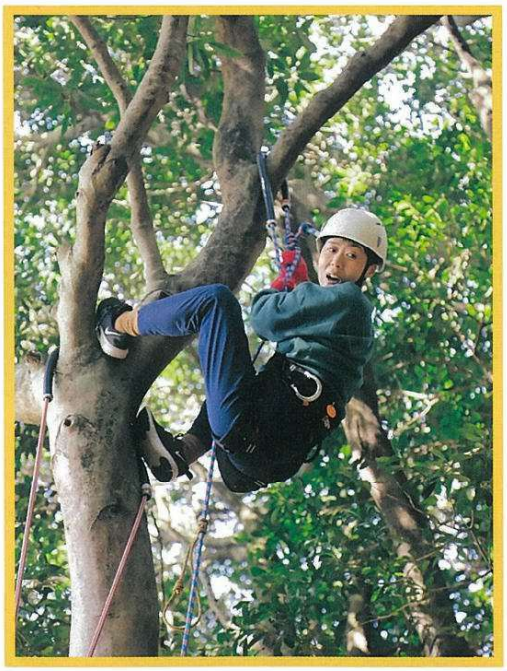

＊連絡先　渥美半島環境活動協議会(CAEA)
090-9123-7983

令和7年度
「市民まちづくり講座」を開催しました。





田原市民活動支援センターでは、まちづくりについて考え、学ぶ機会として「市民まちづくり講座」を毎年開催しています。

令和7年度は、6月22日(日)に「東大を辞め渥美半島へ!?移住した理由」と題し、講師に鈴木さやか氏を迎え、渥美半島でのまちづくりについて学びました。

講演後には受講者同士でグループディスカッションを行い、地元のまちづくりに関わることや自らの活動に対する想いなど活発な意見が交わされました。

講師●鈴木さやか氏

ソーシャルデザイナー。東京農工大卒、東京大学大学院中退。
2020年に渥美半島に移住。「レイUPDATEプロジェクト」に関わる。

講座の内容

渥美半島に移住したのは、海あり山ありの自然の豊かさと食の鮮度と安全、美味しさに加えて、人との距離が近く、人の思いやりや助け合いが感じられ、そうした分かち合いがとても温かかったから。課題もあるが「私が何かできそう!」と思える関わり代(かかわりしろ)を強く感じた。

人との関わりの中で可能性が広がり、「さあやろう」というパワーが新しいまちづくりの活力になる。





受講者の感想

- 自分とは違った視点で自分の住んでいるところの魅力が聞けて良かった。
- 講師が自らの道を見つけ自由な発想で伸び伸びと活動していることが素敵。
- 渥美の魅力を改めて感じる機会になった。
- 地元を盛り上げたいと思っていたので刺激とアイデアをもらえた。
- もっと多くの若者に聴いてもらいたい内容だった。
- これだけ真剣にまちづくりを考えている方がいることに感動した。自分にも何かできることはないかと考える良い機会となった。

第19回しみんのひろばを開催しました!



2月1日(日)に田原文化会館において「第19回しみんのひろば」を開催しました。

当日は、多くの参加者にまちづくりに関わる団体の活動を紹介し、交流することができました。

これからもまちづくりを楽しみ、団体の活動や人との繋がりを広げていきたいです。



令和7年度

補助金・委託制度を活用した団体事業をご紹介します!

田原市市民協働まちづくり事業補助金

5つの事業で活用がありました!

育ち愛まるしぇ実行委員会
育ち愛まるしぇ

子育て世代が、地域の中でつながり、支え合うコミュニティづくりのため「マルシェ」を開催しました。



一般社団法人 ほっきょく
たはらマーブルタウン2025

子どもたちが仮想都市であるマーブルタウンでまちづくりを体験し、自ら考え、学ぶ自主性を育むことを目的としたイベントを開催しました。





子育てサークル ここしか
子育て世代のいのちの学び

お米や豚を育てて食べる体験会を開催し、子どもたちが食べ物へ感謝する気持ちを学びました。

Blue Wings
スマイルビーチクリーン ～海から始まる幸せ～

海岸清掃のほか、ごみとして捨てられるはずだったものをアクセサリー等に再利用することで、環境意識を高める活動をしました。



リ・ライト
アップサイクル環境啓発プロジェクト ～リ・ライト～

「ごみを資源」として捉え直すことを目的に、廃油からのキャンドル制作やワークショップを行いました。



市民提案型委託制度【テーマ提示型】

YAROMAI
被災時におけるジェンダーリテラシー向上事業「親子de防災キャンプ」開催

子どもと一緒に子育て世代や女性目線での防災を考え、お子さんに自分が大切な存在であることを体験を通して届けました。
災害時の非常食の調理、避難所生活におけるトイレなどのプライベート環境を確保することや、「性」や「いのち」の関わりを親子で一緒に学びました。



補助金を活用して「まちづくり」に取り組んでみませんか？

田原市では、市民の皆さんが実施する公益的な活動を支援するための制度を設けています。
ぜひ、あなたの市民活動にご活用ください。

田原市市民協働まちづくり事業補助金

※現時点での予定です。

通常枠（補助対象経費10万円を超える事業）

募集期間●令和8年2月2日(月)～3月2日(月)
補助金額●上限20万円、補助率2分の1
※企画審査会があります。

少額枠（補助対象経費10万円以下）

募集期間●令和8年2月2日(月)～令和9年1月15日(金)
補助金額●上限5万円、補助率2分の1
※活動のための**講座の受講、視察も対象**となります。

少額枠では、市民活動団体の活動に関連する講座の受講や先進事例の視察も補助対象となります！



新規団体枠

新たに仲間を募って立ち上がった市民活動団体を応援するものです。

募集期間●令和8年2月2日(月)～令和9年1月15日(金)
補助金額●上限7万円、補助率10分の10



設立満3年未満の団体さんを対象とした枠です♪
皆さんの新しい活動を応援します！

市民提案型委託制度

市民活動団体が提案した地域の課題を解決するための事業を、市と団体が委託契約を結び、実施します。

市役所の仕事をわたしたちでやってみたいな！



テーマ提示型

令和8年度募集テーマ　**男女共同参画啓発事業**

男女共同参画を市民の方に広く知ってもらうための講座の企画、開催やパンフレットの作成など

募集期間●令和8年4月上旬～5月下旬（予定）
選考方法●書類審査、非公開審査会
事業費●上限13万円

自由テーマ型

「市の事業でこんなイベントがあればいいのに！」ツイッターやフェイスブックの活用講座の企画など、皆さんの自由な発想でご提案ください。

募集期間●令和8年4月上旬～7月下旬（予定）
選考方法●書類審査、非公開審査会
事業費●上限100万円

編集後記

自分のスマートフォンにAIアプリをダウンロードしました。もっぱら我が家のワンコの写真を加工して楽しんでいますが、たまに、とりとめのない質問をしてみます。すると、あっという間に会話調で返答が来ます。その速さやそれっぽさに驚き、大変な時代になったものだと慌てつつ、頑張って追いついていかなければと思う今日この頃です。(m)

市民活動だより　VOL.34　2026年2月16日発行

【編集・発行】

■田原市民活動支援センター
開設場所：①田原文化会館フリースペース（火曜日・土曜日／正午～午後4時）
②田原市役所企画課（平日／市役所業務時間内）※祝日は除く
Eメール　shiminkatsudo@city.tahara.aichi.jp

■田原市役所 企画課（南庁舎3階）　TEL.0531-23-3507　FAX.0531-23-0669
Eメール　kyoudou@city.tahara.aichi.jp

▲田原市民活動支援センターのホームページ

いのちをまもるおうち時間

おうちで お話できていますか？



もしもの時に子どもを守る「性」と「防災」

動画を見て、みんなで話そう！

オープンカフェ

いざという時、子どもを守れるのは日頃の家庭内でのコミュニケーションです。
防災対策も、性教育も、どちらも「子どもの命と心を守る」大切なこと。家庭で楽しく・自然に話せる
きっかけづくりに、お茶をしながら、気軽におしゃべりしませんか？

2026年12月7日（月）
Open 10:00
Close 15:00

imacoco
田原市大久保町上鋪地５０

カフェでの1オーダーをお願いします



参加特典あり
先着20名まで

オープンカフェとは別に、動画も公開中！

いつでもお好きな時間にご覧いただけます♪

自分の心と身体を守ろう



こもれび助産院
助産師 河邊 紅子 氏
監修動画

▶動画を見る

災害が起きた時の生活のイメージできていますか？



▶動画を見る



動画を見て
アンケートに答えた方にも、
特典あり！

主催 YAROMAI 田原市民提案型委託事業
協力 imacoco
問合せ yaromai.gender@gmail.com
公式インスタ→ @yaromai_fam